

平成 30 年度

第 1 回水戸市柳河市民センター一運営審議会



H30. 6. 8 女性教養講座 大谷資料館・平和観音（栃木県）

日 時 平成 30 年 6 月 25 日（月）
午前 10 時

場 所 水戸市柳河市民センター 集会室

次 第

1 開 会

2 委嘱状交付

3 会長及び副会長の選出

4 会長あいさつ

5 議 題

(1) 平成 29 年度市民センター利用状況について

(2) 平成 30 年度市民センター運営方針及び重点目標について

(3) 平成 30 年度市民センター定期講座の開設状況について

(4) 平成 30 年度市民センター事業計画(案)について

(5) その他

5 閉 会

(1) 平成29年度市民センター利用状況について

ア 団体使用状況

平成29年4月～30年3月

	市民センター		社教団体		市関係		県関係		一般		合計	
	回数	人員	回数	人員	回数	人員	回数	人員	回数	人員	回数	人員
4月	24	312	14	216	2	31	0	0	56	665	96	1,224
5月	29	335	11	167	1	14	1	3	60	707	102	1,226
6月	36	463	14	148	6	56	1	24	52	554	109	1,245
7月	33	426	11	97	2	83	2	17	56	702	104	1,325
8月	22	308	12	137	3	45	1	40	57	533	95	1,063
9月	38	539	11	142	1	15	0	0	58	623	108	1,319
10月	29	346	14	164	7	296	0	0	45	468	95	1,274
11月	33	389	10	91	4	36	0	0	63	583	110	1,099
12月	32	379	9	164	7	133	1	5	47	481	96	1,162
1月	33	360	8	125	3	179	2	30	54	564	100	1,258
2月	32	338	9	94	2	20	1	50	52	581	96	1,083
3月	35	385	22	220	2	25	0	0	54	645	113	1,275
合計	376	4,580	145	1,765	40	933	9	169	654	7,106	1,224	14,553
前年度	369	4,614	135	1,815	31	1,134	9	167	646	7,244	1,190	14,974

イ 部屋別使用状況

(件)

区分 月	ホール	和室	集会室	調理室	コミュニティルーム	合計
4月	49	19	19	2	7	96
5月	52	15	26	3	6	102
6月	53	21	23	2	10	109
7月	54	19	23	4	4	104
8月	53	15	20	0	7	95
9月	56	17	23	5	7	108
10月	48	16	18	3	10	95
11月	55	16	21	8	10	110
12月	52	15	22	4	3	96
1月	50	19	22	3	6	100
2月	51	16	19	4	6	96
3月	57	15	27	3	11	113
合計	630	203	263	41	87	1,224
前年度	605	202	308	35	40	1,190

(2) 平成30年度 水戸市市民センター運営方針及び重点目標

運 営 方 針

近年、人口減少社会や超高齢社会の到来をはじめ、都市化の進展、価値観の多様化、生活圏の拡大など、市民を取り巻く状況は大きく変化している。

こうした状況にあっても、市民が安心して暮らし、幸せを感じられるまちを形成していくためには、今後ますます地域コミュニティ活動と生涯学習活動の推進が必要となる。

市民センターにおいては、地域コミュニティ活動の拠点として、その継続や発展に向けた支援に努めるとともに、生涯学習活動の拠点として、その充実や成果を生かす環境づくりに努め、さらには、東日本大震災での経験を踏まえ、地域防災活動の拠点としての機能充実を図っていくものとする。

重 点 目 標

1 地域コミュニティ活動の推進

(1) 地域コミュニティ活動の活性化

(ア) 地域自らが地域の将来像や課題を共有し、特色のある地域づくりや課題の解決を進めることができるよう、地域コミュニティプラン実現に向けた取組への支援を促進し、住みよいまちづくり推進協議会を中心とした自主的な活動を推進する。

(イ) 各種コミュニティ団体等の活動を支援するとともに、NPO等との連携を促進しながら、よりよい地域づくりに向けた情報の共有化を進めるなど、地域コミュニティ推進体制の充実、連携強化を図る。

(ウ) 町内会・自治会への参加意識や自治意識の高揚を図るため、地域団体や関係機関と連携強化を図り、地域コミュニティ活動内容を積極的に発信するとともに、地区会の基盤である町内会・自治会の加入率の向上に努める。

(エ) 市民自らが意欲を持って地域活動に参加できるよう、一人一役運動を進めるほか、人材育成のための研修会を通して、地域を支えるリーダーづくりを推進する。

(2) 地域コミュニティ活動環境の充実

市民センターにおける様々な活動環境の一層の充実に向け、施設の利用状況や地域の実情等にあわせたコミュニティルームの積極的な活用方法を検討するとともに、施設の利用者数や周辺の状況等を踏まえつつ狭あい駐車場の解消に努める。

また、内原地区（鯉淵，妻里，内原）の市民センター開所準備及び開所後の運営を円滑に実施し、コミュニティ活動環境を整備する。

(3) 地域防災活動との連携

災害発生時の初動対応については、地域における防災組織が重要な役割を担うものであることから、平常時より、地域での防災訓練への支援、地域における災害リスクや連絡体制の

確認を行うなど、地域における防災組織との連携を図る。

2 生涯学習活動の推進

(1) 学習機会の充実

生涯学習活動の拠点施設である市民センターにおいては、「個人の要望」する学習による生きがいを進めるとともに、家庭教育への支援や青少年の健全育成、少子高齢化への対応などの「社会の要請」に応じた、現代的課題を取り扱った学習機会の提供に努める。

また、内原中央公民館や各市民センターの一般教養講座・教室・クラブ等、みと好文カレッジの事業を総称した『みと弘道館大学』が市民に親しまれ、生涯学習が市民のライフスタイルに定着し生涯にわたって学び続けることができるような学習機会の提供に努める。

(ア) 市民ニーズを捉えた学習機会の提供

市民の学習ニーズを把握し、健康で生きがいのある充実した人生を送ることができるよう、生涯学習のきっかけづくりを図るとともに、それぞれの世代に合った学習機会の提供に努める。

(イ) 現代的課題を取り扱った講座の開催

変化の激しい社会情勢に対応していくために、成人学級、高齢者学級等の講座に現代的課題を取り扱ったテーマを組み入れるなどの手法により、地域課題を主体的に捉える学習機会の充実に努める。

また、事業実践集を活用しながら、地域団体と市民センターが一体となった協働事業を積極的に展開するよう努める。

(ウ) 家庭教育学級（ふれあい学級）等の開催

家庭は、子どもが基本的な生活習慣、生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、思いやりや善悪の判断、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身につける上で重要な役割がある。

これまでのふれあい学級の内容に加え、未就園児や小学校低学年を中心とする家庭教育の支援を強化し、家庭が本来果たすべき役割を見つめ直し、親の役割、子どもの心の理解、躰など家庭での教育について考え、学び合う家庭教育学級等を開催する。

さらに、茨城県教育委員会が作成発行している「家庭教育ブック」等を活用し、小学校との共催により、就学時健康診断や入学説明会などの機会を捉えた家庭教育講演会を開催し、家庭の教育力向上に努める。

(2) 学習の成果を活かす環境づくり

生涯学習の成果がボランティア活動や地域づくりに活かせるよう支援し、地域内の人材の発掘・育成を行うとともに、地域の活性化や特色あるまちづくりにつながっていくよう環境づくりに努める。

(ア) 地域資源の活用推進

市内には、歴史的な資産や史跡をはじめ博物館、歴史館などの文化施設、学校や大学などの物的資源やそれぞれの施設に所属する職員などの人的資源があり、豊かな地域資源に恵まれている。このような地域にある資源を活用した事業を開催するとともに、生涯学習の振興に取り組む機関や団体との連携を図りながら、地域資源の有効活用に努める。

(イ) 学習活動の成果を発表する場の創出

市民センターを会場に開催している講座の展示会や発表会など、学習の成果を発表する場を創出することにより、学習者同士や参加者との交流を拡大させ、新たなネットワーク構築に努

める。

(ウ) 学習の成果を地域活動に活かす仕組みづくり

生涯学習の成果をボランティア活動や地域活動に活かすことが、地域の活性化に大いに役立つものと期待されている。市民センターで学んだ市民が、その成果を地域コミュニティ活動につながるよう人材の育成と活用に努める。

(エ) 事業評価に基づく事業の推進

市民センターの講座や事業に参加した市民が日常生活の中で、学習の成果をどのように活かし、また、地域の中で、どれだけ活動に関わっているのかなど、事業の成果を検証することが求められている。

市民センターにおいては、実施した講座や事業について自己評価を行うとともに、自己評価をもとに、運営審議会等第三者機関による検証を行い、効果的な事業運営に努める。

(3) 学校、家庭、地域の連携の強化

学校、家庭、地域が目標や課題を共有し、それぞれが連携して対応策について取り組めるシステムを構築し、地域社会全体の教育力の向上に努める。

市民センターにおいては、それぞれをつなぎ結ぶ地域拠点施設としての機能を十分発揮する。

(ア) 次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む

学校、家庭、地域が相互に連携を図りながら、様々な形で異年齢集団との交流や大人と接する事業など、子どもたちが直接体験する場を提供し、社会全体で次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む活動の推進に努める。

(イ) 社会全体で支える家庭教育

子どもたちが健全に成長していくためには、良好な家庭環境や社会環境を整える必要がある。そのために、家庭の教育力の向上だけでなく、学校、家庭、地域が一体となって子どもたちの成長を温かく見守りながら、家庭教育を社会全体で支える仕組みづくりに努める。

(3) 平成30年度市民センター定期講座の開設状況について

《教室》

(平成30年度6月)

	講座名	講師名	開催日	時間	定員	受講者	前年度 受講者
1	骨盤体操	根本 貴世子	第1・3(水)	13:00~14:30	20	15	15
2	ひもトレ& セルフリンパ マッサージ	古谷 久生子	第1・3(金)	14:00~15:30	20	10	19
3	男の料理	軽部 知美	第3(土)	9:30~12:00	15	6	9
4	パソコン	森田 出	第3(水)	10:00~12:00	20	6	9

《クラブ》

	講座名	講師名	開催日	時間	定員	受講者	前年度 受講者
1	太極拳	海老根 康夫	第1・3(火)	10:00~11:30	15	5	11
2	季節の家庭料理	軽部 知美	第3(木)	9:30~12:00	20	15	16
3	ヨーガ	鯉沼 千加子	第2・4(月)	10:00~11:30	20	9	13
4	手編	渡辺 紀美子	第1・3(火)	10:00~12:00	20	13	14
5	吹矢	小堀 淳子	第1・3(火)	13:30~15:30	20	12	13
6	卓球	岩崎 英行	第2・4(水)	9:00~12:00	25	25	25
7	グラウンド ゴルフ	江幡 弘	毎週(水・土)	13:30~16:00	30	25	29
8	空手道	中山 親	毎週(水)	19:00~21:00	20	16	16
9	書道	長山 素龍	第2・4(木)	10:00~12:00	20	8	9
10	ゴルフ	野上 吉永	毎週(木)	13:00~14:30	30	25	25
11	歌謡	金沢 はるみ	第2・4(木)	19:00~21:00	30	22	24
12	囲碁	—	毎週(金)	13:00~16:00	30	18	19
13	孔版	横山 久義	第3(日)	10:00~16:00	30	22	25
14	フラワー デコレーション	白田 美穂	第2(金)	14:00~16:00	20	11	11

(4) 平成30年度市民センター事業計画(案)について

事業名	講座名	対象者	4月(5月)	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市民センター運営事業				運営審議会(25)								運営審議会	
高齢者教育振興事業	高齢者学級	地区内高齢者		第1回 開講式 講話 足たっしや講座(15)	第2回 講話 交通安全教室 歩行訓練(13)		第3回 移動学習塾 牛久シヤトー(21)	第4回 講話 温泉講座(19)	第5回 開講式&懇親会(1)				
女性教育振興事業	女性教養講座	地区内女性		移動教室 栃木県 大谷資料館 平和福音(8)	ボーンセラーツ(28)		～血流・酸化・糖化～ 老いなきらだづくり& リハストレッチ(7)			移動学習 水戸八景めぐり(10)			
家庭教育振興事業	家庭教育学級	地区内各学校等の子と保護者				米粉のお菓子作り(22)							
子ども向け事業	夏休み子ども教室	小学生					書道教室(2) 絵画教室(9) 読書感想文教室(17)						
生涯学習推進事業	成人講座	一般男女				郷土史講座(21)			柳河ふれあいまつり(18)	しめ飾り作り講習会(21)			
定期講座	教室(4)	一般男女	5月開講										3月閉講
クラブ(14)			骨強体操、セルプリンマッサージ、男の料理、パソコン										
地域コミュニティ関連			太極拳、季節の家庭料理、ヨーガ、手編、吹矢、クラウンドゴルフ、空手道、書道、ゴルフ、歌謡、囲碁、卓球、孔版、フラーデコレクション										
			年次総会(5/19)	花苗配布(5/23・6/14)	那珂川クリーン作戦(1)	市民センタークレーン作戦(1)	市民運動会(7)	北部ブロックスポーツ秋季大会(11)	水戸郷土かるた大会(19)	三世代巻染スポーツ大会(8)	消防出初式(7)	大手編アラムコンソー(16)	クラウンドゴルフ大会(2)
			高年齢者と子どものふれあい事業(各種事業計画中)	北部ブロックスポーツ春季大会(3)	市民センタークレーン作戦(1)	地区内一斉清掃(29)	ふれあい食事会(24)	ふれあい食事会(24)	防火研修会(未定)	花苗配布(23)	防火研修会(未定)	花苗配布(中旬)	ふれあい柳河49号発行
			子育て広場(第2火曜日)										
窓口関連	各証明・取納業務												

○水戸市市民センター条例

平成21年 9月29日

水戸市条例第33号

改正 平成22年 3月24日 条例第13号

平成23年 3月25日 条例第9号

平成23年 7月12日 条例第25号

平成26年 6月30日 条例第36号

平成27年 3月24日 条例第9号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、市民センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民と行政との協働により、地域におけるコミュニティ活動及び生涯学習活動を推進するため、市民センターを別表のとおり設置する。

(事業)

第3条 前条に規定する市民センター（以下「センター」という。）は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域コミュニティ活動の支援に関すること。
- (2) 生涯学習活動の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、設置目的の達成に必要な事業に関すること。

(使用の許可)

第4条 センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、また、同様とする。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の規定による許可に条件を付することができる。

(使用の不許可)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的として施設を使用するおそれがあるとき。
- (4) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙について特定の候補者を支持するおそれがあるとき。
- (5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するおそれがあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

(権利譲渡等の禁止)

第6条 第4条第1項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外にセンターを使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。
（使用の許可の取消し等）

第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限することができる。この場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、市長は、その責めを負わない。

- (1) 第5条各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

（原状回復等）

第8条 使用者は、その使用を終わったとき、又は前条の規定により使用することができなくなったときは、自己の費用をもって直ちに整備し、原状に復さなければならない。

2 使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、市長において自らこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

（損害賠償等）

第9条 故意又は過失により施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又は市長が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（市民センター運営審議会）

第10条 センターの運営等に関する事項について、市長又は水戸市教育委員会の諮問に応じて審議するため、センターごとに市民センター運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織等）

第11条 審議会は、市民活動団体の役職員、学校教育、社会教育及び家庭教育の関係者並びに学識経験者のうちから、市長が委嘱する6人以内の委員をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

4 会長は、審議会の会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第12条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができないものとし、審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第13条 審議会の庶務は、市民協働部において行う。

(平27条例9・一部改正)

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第10条から第13条までの規定は平成21年12月1日から、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後のセンターの使用の許可は、同日前においても、第4条の規定の例により行うことができる。

付 則 (平成22年3月24日条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の水戸市五軒市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則 (平成23年3月25日条例第9号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

付 則 (平成23年7月12日条例第25号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年9月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年8月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の水戸市常磐市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則 (平成26年6月30日条例第36号)

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 別表水戸市見和市民センターの項の改正規定 平成26年7月1日

(3) 別表水戸市上大野市民センターの項の改正規定 平成26年10月1日

(準備行為)

- 2 前項第2号に定める日以後の水戸市見和市民センターの使用及び同項第3号に定める日以後の水

戸市上大野市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、これらの日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則（平成27年3月24日条例第9号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

（平22条例13・平23条例9・平23条例25・平26条例36・一部改正）

名称	位置
水戸市三の丸市民センター	水戸市三の丸1丁目6番60号
水戸市五軒市民センター	水戸市五軒町1丁目2番12号
水戸市新荘市民センター	水戸市新荘2丁目11番2号
水戸市城東市民センター	水戸市城東3丁目1番47号
水戸市竹隈市民センター	水戸市柳町2丁目5番8号
水戸市常磐市民センター	水戸市西原1丁目3番12号
水戸市緑岡市民センター	水戸市見川町2563番地
水戸市寿市民センター	水戸市平須町1636番地
水戸市上大野市民センター	水戸市吉沼町1768番地の2
水戸市柳河市民センター	水戸市柳河町673番地の1
水戸市渡里市民センター	水戸市堀町466番地の7
水戸市吉田市民センター	水戸市元吉田町1736番地の5
水戸市酒門市民センター	水戸市酒門町1374番地の6
水戸市石川市民センター	水戸市石川2丁目4243番地
水戸市飯富市民センター	水戸市飯富町4449番地の8
水戸市国田市民センター	水戸市下国井町1212番地の4
水戸市桜川市民センター	水戸市河和田町2894番地の4
水戸市上中妻市民センター	水戸市大塚町1157番地の1
水戸市山根市民センター	水戸市全隈町78番地の1
水戸市見川市民センター	水戸市見川2丁目179番地の1
水戸市千波市民センター	水戸市千波町1396番地の4
水戸市見和市民センター	水戸市見和2丁目224番地の1
水戸市双葉台市民センター	水戸市双葉台2丁目1番地の5
水戸市笠原市民センター	水戸市笠原町358番地の5
水戸市赤塚市民センター	水戸市河和田3丁目2329番地の3
水戸市吉沢市民センター	水戸市吉沢町243番地の3

水戸市堀原市民センター	水戸市新原1丁目9番16号
水戸市下大野市民センター	水戸市下大野町6094番地の1
水戸市稲荷第一市民センター	水戸市大串町961番地の1
水戸市稲荷第二市民センター	水戸市栗崎町1695番地の4
水戸市大場市民センター	水戸市大場町2283番地の1

柳河市民センター運営審議会委員名簿

平成30年4月1日～平成32年3月31日

(順不同、敬称略)

委員の氏名	住 所	電 話	団体等名及び役職名
小 田 野 秋 穂			柳河自治住民の会 会長
岩 崎 英 行			民生児童委員
鈴 木 ひ ろ 子			女性防火クラブ
海老澤美由紀			柳河学区子ども会 育成会会長
海老澤京子			定期講座受講生代表 (ヨーガクラブ)
柴 田 均			柳河小学校校長

任期2年・補充委員の委嘱期間は前任者の残任期間